

仕様書

件 名 酒田市議会議員選挙
ポスター掲示場(作製・設置・保守・撤去)業務委託
履行場所 酒田市内

1 委託内容

酒田市議会議員選挙の公営ポスター掲示場を作製、設置、保守及び撤去する。

2 契約期間

契約の日から令和7年10月29日まで

ただし、告示日において無投票が確定した場合、選挙期間はその当日のみとなり、
下記の設置据置期間・取付工事期間・撤去期間も変更される。

3 作製

- (1) 掲示板の材質 合板
- (2) 掲示板の規格 別添「ポスター掲示場 立面図及び断面詳細図」のとおり
- (3) 掲示板の区画 別添「ポスター掲示場 区画仕様及び表示」のとおり
及び表示

4 作製についての注意

- (1) 掲示場は、原則として別添「ポスター掲示場 立面図及び断面詳細図」により作製するが、取り付け場所によっては、掲示板を除き必ずしも図面どおりでなくてもよい。
- (2) 掲示板以外の材質等は強度及び耐候性のあるものを使用すること。

5 設置

- (1) 設置箇所数 352 箇所
- (2) 設置場所 別添「ポスター掲示場 設置・撤去場所」のとおり
- (3) 取付工事期間 令和7年10月16日から10月18日まで
(令和7年10月18日は予備日)

6 設置についての注意

- (1) 設置場所の地形には特に注意し、杭・支柱・控え・掲示板は確実に取り付けし、風雨雪に充分耐えられるようにすること。
- (2) 地下埋設物・地上の工作物・樹木に損害を与えないようにすること。

(7) 何らかの理由で、当初設置の場所から掲示場を移動しなければならないときは、選挙管理委員会の指示に基づいて行うこと。その費用は、受託者の負担とする。

その他設置場所に問題が生じたときは、必ず選挙管理委員会と協議すること。

(2) 掲示板に使用するボードの印刷面の設計完了時には、印刷に先立って、直ちに印刷面の見本を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(3) 設置完了後は、設置現場全景を撮影した写真を掲示場番号順に整理した上で冊子にまとめること。また、選挙管理委員会が設置現場の確認を求めた場合は、受託者は案内をしなければならない。

(4) 保守期間中に行った設置箇所の巡回や異常箇所の補修等は、内容を報告書にまとめること。

(5) 撤去終了後は残材が設置場所から運び出されている現場写真をまとめること。

(6) 受託者は、(3)～(5)における写真や報告書を、撤去終了後に一括で遅滞なく提出し、選挙管理委員会の検査を受けなければならない。選挙管理委員会は、(3)～(5)における写真や報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。

(7) 特に指定された期日は、厳守すること。

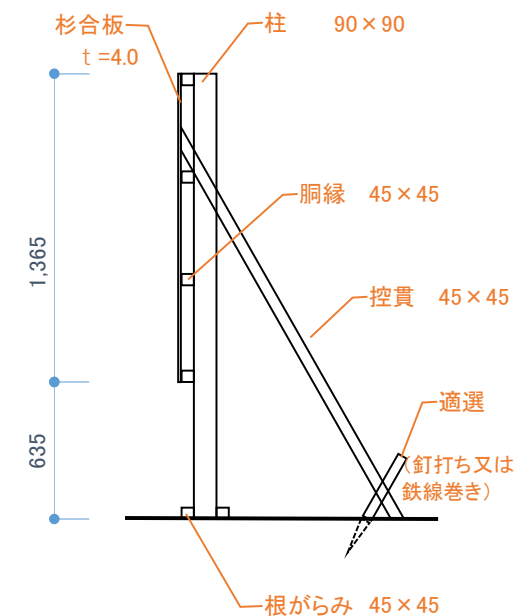
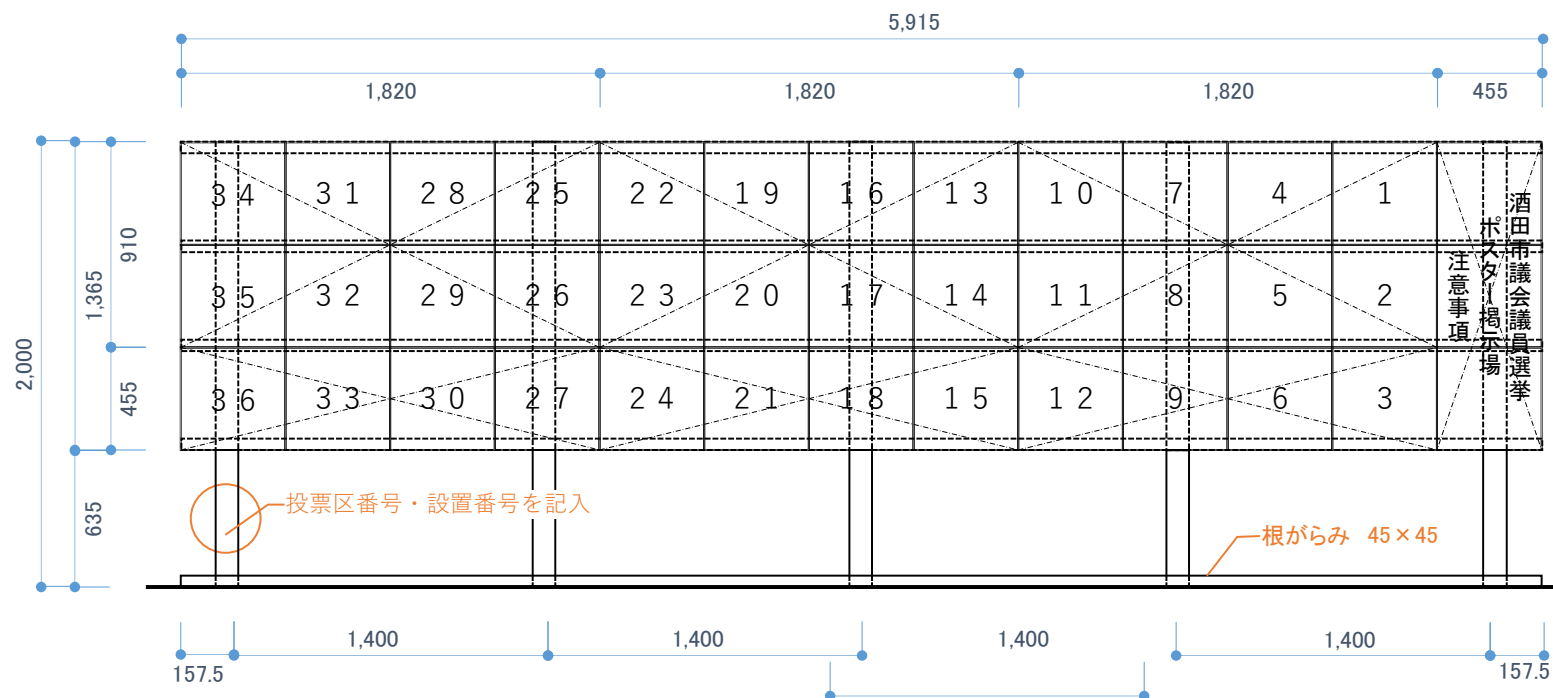
(8) 委託料は、業務完了後一括で支払うものとする。

(9) 受託者は、選挙管理委員会が行う検査に合格したときは速やかに委託料の請求書を提出するものとする。

(10) 正当な請求書を受け取ってから30日以内に支払うものとする。

(11) 本仕様に記載のない事項については別途協議する。

ポスター掲示場 立面図及び断面詳細図



※控貫は現場にて応ずる事

(使用材料)

合板	1,820×910× 4	5枚
柱	2,000× 90× 90	5本
胴縁	3,030× 45× 45	8本
控貫	3,650× 45× 45	5本
根がらみ	3,030× 45× 45	4本

[illegible]